

船橋市立医療センター臨床研究に関する倫理指針

1. 目的

船橋市立医療センターで臨床研究を行うにあたり、人間の尊厳及び人権を守られ、研究の適正な推進を図ることを目的に臨床研究に関する指針を定める。

2. 基本原則

- (1) 適正な目的の研究計画をたてること
- (2) 科学的合理性を確保すること
- (3) 研究により得られる利益と不利益のバランスを考慮すること
- (4) 当院倫理員会での審査を受けること
- (5) 被験者への十分な説明と同意を得ること
- (6) 社会的に弱い立場にあるものへの特別な配慮をすること
- (7) プライバシーおよび個人情報を適切に管理すること
- (8) 研究の質と透明性を確保すること

3. 臨床研究にあたり次に掲げる倫理指針に遵守して行うこと。

- (1) 世界医師会ヘルシンキ宣言 人間の参加者を含む医学研究のための倫理的原則（日本医師会訳）
- (2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）
- (3) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイドンス（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）